

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案 20 件、陳情 1 件のうち、ただいま議題となりました議案 19 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 101 号 横手市地域種苗支援センター設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「種苗供給には相当の専門的な技術を要する。将来的に J A を指定管理者とする構想があるようだが、人材の確保、育成にはどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、当局より、「J A が指定管理者となった場合でも、現在の技術を持った作業員の方々には、引き続き残っていただくことで話を進めている。技術の継承のために新しい方も雇い入れながら人材を確保すると同時に、セル苗などによる省力化も検討している。また、このセンターだけでなく、金沢の J A 育苗センター、育苗農家と連携して計画的に種苗供給を行うとともに、研修などを通して育苗農家の育成にも努めていきたい」との答弁がありました。

また、「地方創生の先行型交付金で設置した研修棟などの施設があるが、当初の設置目的から変更は生じるのか」との質疑に対し、当局より、「研修目的のため設置された施設であるが、地域育苗支援センターにおいても引き続き研修施設として機能するため、設置目的は変わらない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理料を決定する際には、妥当性を判断する第三者となる人が入るべきと思うが見解を伺いたい」との質疑に対し、当局より、「本件については、引き続き市の第三セクターを指定管理先にするものであり、この施設の管理も会社設立の目的の一つになっている。妥当性については、定期的に

第三セクターと打ち合わせをして、収支に不足が出るような場合は、協定書に基づいて協議することとしている」との答弁がありました。

また、「天下森振興公社は、スキー場など狙半内エリアの複数の施設管理を行っている。トータルで指定管理できるように一括して指定するという検討はしたことがあるのか」との質疑に対し、当局より、「検討を行ったことはない。各施設の予算項目や営業形態の違いもあるが、今後課題を整理しながら検討したい」との答弁がありました。

また、「指定管理案件全般について、指定管理の目的と指定管理料の妥当性が見えるように、決定の過程を示してほしい」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域ふれあい施設たかね）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「施設運営の目標として、そばの利用拡大などがあるが、どのような活動をしているのか」との質疑に対し、当局より、「施設では飲食を提供している。また、そばの栽培は特定作業受託の形態で実施しており、良い成果が上がっている。また、たれ付きの乾麺とそば茶のセットなどの商品開発を行っている。そば粉の販売については、取引先の閉店などにより、新規販売先の開拓が課題となっている」との答弁がありました。

また、「財産経営推進計画では平成 34 年度に譲渡となっている。譲渡の話は指定管理先と行っているのか」との質疑に対し、当局より、「譲渡の意向を天下森振興公社には伝えている。返答はまだ受けていないが、指定管理により営業を継続しながら協議を進めていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市増田堆肥処理センター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市の農業施策として堆肥センターをどのように位置付けているのか」

との質疑に対し、当局より、「直営の大雄堆肥センター、平鹿有機センターを含め園芸振興、特別栽培米などには不可欠な施設という位置付けであるので、十分に活用していく考えである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市東槻多目的集落集会所）は質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 116 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市桑ノ木多目的集落集会所）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「平成 23 年に建築された施設だが、補助金の関係で譲渡が出来ないのか」との質疑に対し、当局より、「建物の耐用年数経過後に譲渡したい旨を、指定管理者に説明している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市三ツ屋多目的集落集会所）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用者が 5 年間で半減しているのは、人口減少によるものなのか」との質疑に対し、当局より、「この集落は十数軒しかない上、近年、空き家も出ている。そのため維持管理も困難な面があるが、その対処についても今後検討していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について（大森農産物食品加工体験施設）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「6 次産業化では、このような施設も活用しながら、若い人が入って取り組むことが地域にとっても一番良いことだと思うが、活用の案などはあるのか」との質疑に対し、当局より、「各地区の加工施設については、地域

に密着した施設であるので利用しやすい利点がある。6次産業化支援施設との棲み分けやネットワークを考え、どちらも農家所得の向上に機能するような取り組みをしていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森堆肥センター）及び、議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市水稻育苗センター）の2件については、質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市国産材需要開発センター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「来年度から新たな森林管理制度が始まるようだ。そのことによって、ウッディさんないが一層活躍できる場面が増えてくるのではないか」との質疑に対し、当局より、「新たな事業では、交付される(仮称)森林環境譲与税を、森林を保有していない自治体が、保有している自治体から木材の購入に充当することができることも聞いている。ウッディさんないの木工製品もそういった事業の中に組み込める可能性がある」との答弁がありました。

また、「ウッディさんないの社長は石山副市長が務めている。指定管理者を指定する側の立場の人が社長というのは社会的にも理解が得られにくいことだと思うので、市が目的としている事業をきちんと実施できる人が代表となるべきではないか」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（農香庵）では、「道の駅さんないの魅力アップ事業に組み込まれている思うが、選定委員会では、道の駅の中の施設をどのようにしていくのかという話があったのか。観光施設なのか、地域の森林振興の施設なのかを整理し

てもらいたい」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 130 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市総合技能センター）は、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 131 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市顧客利便施設こうじ庵）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大変価値のある建物だと思う。観光施設になり得るものであると思うので、設置条例の設置目的を見直し、観光スポットとして活用するべきではないか」との質疑に対し、当局より、「インバウンドを含め、日本古来の風情ある建物を求めて訪れる方も多くなっているので、そういったところも見定めたいと思うが、現段階では商店街に訪れた方々の利便性を図る目的としたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 137 号 平成 30 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「各施設の人員は充足しているのか」との質疑に対し、当局より、「補正予算の内容は各施設の正職員 4 名の人件費である。非常勤職員については、募集をしているが応募が少なく採用に苦労していると聞いている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 138 号 平成 30 年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 140 号 平成 30 年度横手市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「県からの要請により急ぎよ行う工事とのことだったが、既に計画としてはあったものなのか」との質疑に対し、当局より、「通常であれば前年度の内に協議を行うものだが、今回は事前協議もなく、予算措置をしていない状況で、8月に県道拡幅工事に伴い、水道管の移設を求められたものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 141 号 平成 30 年度横手市下水道事業会計補正予算(第 1 号)及び、議案第 150 号 平成 30 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第 2 号)の 2 件については、質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情 30 第 17 号 道路の拡幅とガードレール設置について、審査における主な意見を申し上げますと、「現場を視察して危険な個所だということは分かった。旧鳳中学校体育館の解体が予定されており、拡幅した場合、車のスピードが上がる上、周辺には空き家が多いこともあり、それらを加味する必要がある。抜本的な改善となると長期的な視点で考えるべきだと思うが、願意は妥当だと思う」との意見がありました。

また、当局より、「今年度、横手地域局においてガードパイプの設置を考えていた路線である。整備については公文書館の計画もあるので、関係部署や地元と協議してまいりたい」との見解が示されました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。